

南砺市農業委員会第 33 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5 年 3 月 3 日
- 2.開会時刻 令和 5 年 3 月 27 日 午後 1 時 54 分
- 3.閉会時刻 令和 5 年 3 月 27 日 午後 3 時 25 分
- 4.場 所 福光庁舎別館 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 19 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	欠	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 議案第 157 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 158 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 159 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 160 号 空き家に付随する農地の指定解除について

- 第 3 協議第 26 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域内への編入について

協議第 27 号 南砺市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

協議第 28 号 南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱等の廃止について

第 4 報告第 65 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

9.会議の概要

事務局長 予定時刻より早いですが、本日まで出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

本日は天気も良く、桜の花も過去にないくらい早く咲いている状況ということで、このあと農業のほうも早くなったことがどのように影響するのかちょっと心配ではあります。特に麦のほうは早く進むのではないかと考えているところであり、今後の生育状況を見ていきたいと考えているところです。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 19 名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

皆様お忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。今日は〇〇市では桜が満開ということでございます。例年よりもの凄く早く暖かくなっております。今週も明日から晴れマークが続き、暖かくなるのではないかとおっしゃっています。いつもなら 4 月に入ってから総会になるのですが、人事異動とかの時期ということで 3 月中に行わせていただきたいと思います。先般の研修会には皆様ご参加いただきまして誠にありがとうございます。ちょっと法律がかわったところがありますので、後のほうでご協議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

議長 きます。
本日の署名委員は 11 番委員、12 番委員の 2 名の方よろしく
お願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 157 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 157 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 2 件の申請がありました。
面積は すべて田で 9,093 m²です。
受付番号 1 番です。
譲渡人である〇〇〇〇さんは相続により申請地を取得されましたが、ずっと今回の譲受人である農事組合法人〇〇〇〇さんに耕作を委託していました。今後耕作できる見込みもないため耕作者である法人に譲り渡すことにしたものです。

受付番号 2 番です。
譲渡人である〇〇〇〇さんは相続により申請地を取得しましたが、仲間田になっていたため隣接農地の所有者さんに譲り渡すことにより仲間田の解消を図るものです。

いずれの案件も、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 157 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 158 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 158 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 2 件の申請があり、田 5,520 m² 畑で 168 m² 計 5,688 m²です。

障がい福祉施設	1 件	田	2 筆	5,520 m ²
分家住宅敷地	1 件	畑	1 筆	168 m ²
計	2 件		3 筆	5,688 m ²

受付番号 1 番です。

R4. 10 月除外の案件です。譲受人は社会福祉法人〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのお二人です。現在の施設は S 47 に建設されたもので、建築から 50 年が経過しており、施設の老朽化が著しい状態であるため、新たに建て替える計画をされたものです。施設には 56 名の障がい者が入所しており、そのほかに 41 名が通所しながら作業やリハビリに励んでいます。敷地いっぱい施設が建てられていることや、施設の性質上現在地での建て替えは不可能ということで、隣にある申請地で新たに新築し、現在の施設から移転させる形にされるものです。現在の調理場や加工室等の現施設はそのまま活用したいため、隣地である今回の申請地を選定したものであります。移転後不要となった建物は解体し、跡地は駐車場として利用する予定です。横にあります施設の増築がマスタープランで計画されていることもあり、その際の増築敷地や駐車場としても利用する予定です。

農地区分は 1 種農地、許可基準は土地収用法該当事業と判断しております。

受付番号 2 番です。

譲受人〇〇〇さんは、現在仕事の関係で市外のアパートに家族 3 人でお住まいですが、夫婦とも仕事が多忙になり、2 歳になったお子さんの保育園の送迎や子守りが困難になってきたため、両親に子育ての応援をお願いしたく、実家の隣に分家住宅を建てたいということです。

農地区分は 2 種農地、許可基準は代替可能性勘案の必要な

しと判断しております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 158 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 159 号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 159 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 3 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、149 件・412 筆の申請がありました。面積は、田 803,881.7 m²、畑 2,982 m²で計 806,863.7 m² です。

1 番は隣と仲間田となっているので〇〇〇〇さんに集約するものです。

2 番は既にほかの農地を預けている地元の法人さんに残りの農地をほぼ全部預けるものであります。

7 番は前に受けておられた方が亡くなられたため、そのあとを引き継いで受けられることになったということです。

26 番はほかの地域の法人に預けていたのですが、地元の法人にほぼ全部預けることになったそうです。

43 番もほかの地域の法人に預けていたのですが、地元の法人に預けることになったそうです。

45～46 番は駅前の小さなたんぼが密集したようなところなのですが、今回ほぼ全部〇〇〇〇さんに預けられるという

ことです。

47 番は隣と仲間田となっているので〇〇〇さんに集約するものです。

52～53 番はいろいろなところに耕作をお願いしているようですが、今回残りの農地をお二人に預けることにしたものです。

54～55 番は所有者は別々ですが、仲間田となっているので〇〇〇〇さんに合わせてお願いすることになったものです。

64 番は農道と農道の間というか、ちょっと奥まったところにありますして変形田でもありますし、東側には数本樹木もあるということもあり設定が0円になっております。

68 番以降は農地中間管理機構を通して担い手に配分する案件です。

82 番は隣と仲間田の関係で0円設定となっております。

流動化率は前回より微増の58.41%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第159号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第160号 空き家に付随する農地の指定解除について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第160号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は1件の申請がありました。
〇〇地域で 田1筆296㎡の申出がありました。

3/2の総会で3条の許可を受けて所有権移転登記が完了したので、申出書が提出されました。今回の指定解除により、農業委員会で行う手続きは完了となります。これにより下限面積は0.1aから従来の面積要件50aに戻ります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第160号 空き家に付随する農地の指定解除について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第26号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び編入について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第26号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号1番です。

願出者は〇〇〇〇さんと息子の〇〇〇〇さんです。息子さんは、現在市内で借家にお住まいなのですが、老朽化が原因で立ち退きの要請を受けたということで、今はご夫婦2人ですが、実家の近くで分家住宅を建てたいという案件です。実家が大きいのので、敷地内に建てられそうにも見えるのですが、お父さんが先生をしておられて、民具の収集をしておられるということで、家の中や蔵はそれらでいっぱいということだそうです。

除外の受付番号2番です。

願出者は〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。道路の拡幅工事の代替地として話が進み住宅を建てたのですが、当時いろいろな絡みですぐに転用申請できずに農地のままになっていたことが、相続の手続きをする中で判明しまして、是正申請をするものです。

編入の受付番号1番です。

12/5の総会で空き家に付随した農地の指定をいただいたということで当時〇〇委員さんにご同行いただいた件であります。その後3条許可も出て、2/2の総会では指定の解除もいただいた物件の裏手になります。この場所はずっと鶏舎があったそうなのですが、そちらはかなり前になくなって随分前から農地であったところですが、空き家に付随した農地として購入が決まったこの機会に編入することにしましたものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第26号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び編入について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の協議事項へ進みます。

議長 協議第27号 南砺市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第27号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 令和5年度の最適化の目標の設定ということです。県下15市町村ある中で当市だけが今まで最適化交付金を受けていなかったのですが、令和3年の法改正により交付金を受けるかどうかに関わらず、制度上目標の設定や指針の策定をしないといけなくなったということで、今回議案としてあげさせていただきます。3月中に審議して、4月に公表することになっています。内容としては、農業委員と最適化推進委員が連携して担当地区の活動を通して農地利用の最適化が一体的に進んでいくように具体的な目標と推進方法、目標の達成状況、それに対する評価方法等を定めるということです。今回ははじめてということになるのですが、改選期3年ごとに見直して10年後を目指すというものであります。一部農政から提供いただく3月末でのデータは、3月末を過ぎないと提供できないということで、それは次回5月開催予定の総会で数字を差し替えたものをお知らせする形で良いと県や農業会議に確認済ですので、今回その部分は去年の数値が入っております。多分昨年よりは上がっていると予測はしています。

議長 何かご意見はございませんか。

〇〇委員 管内の現状の農地面積ですが、総会資料にいつも掲載している農地面積と整合性がとれてなくてよいのか。

事務局 どちらも農政からの情報なのですが、登記上の地目の違いを勘案していると理解しています。

〇〇委員 いつも総会資料で出ている農地面積について、地区別・集落別の農地面積を前から知りたいと思っていたのですが、今回のこの数字もそういうものはありますか。

事務局 今回の数字は積み上げたものがあるので、地区別はあるものと思います。ただ、集落別はないかもしれませんが、農政課に確認してみます。

〇〇委員 はい、お願いします。

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

〇〇委員

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくように書いてありますが、現状研修会で顔を見るくらいでしかない状況の中、具体的にどんな活動を今後していくのか、その方向性はどうする予定なのか聞かせてほしい。

事務局

確かに現状は最適化委員さんの動きが見えにくいところはあると感じています。まずは農地パトロールですが、今は事務局が日程を決めて出役していただくような形のところを、他市町村の事例をもとにこれからは農業委員さんと最適化推進委員さんとの程度幅を持たせた期間で自発的にやっていただくことも考えています。

これまではコロナもあってなかなか難しいところもありましたが、とにかく地元の最適化委員さんと農業委員さんが中心になってこの体制で担当地区を見回しましょうとか、問題等あれば対応しましょうというようなことを各委員さんにはぜひお願いしたいという思いもありますし、以前から言われています地域計画、目標地図を作りなさいというのをこの2年間、令和5.6年中にしなさいということで、これも当然地元に入っていった皆さんのご協力をいただいて進めていきたいと思っています。農業委員さんにはこれからは皆さんの地域で最適化さんと力をあわせてやっていただきたいなと思っています。

先日研修に行かせていただきました養父市さんも小さい市でしたし、委員さんも最適化さんも少なかったですけど、最適化さんも総会に出席しておられるということでした。当然発言権はないし、総勢57名になる当市では無理ではありますが、来年度はこれまで見えにくかったところをこれからは実際動いてご活躍いただくことになると思っているところです。

事務局

最適化の活動というのは、最適化の推進、これは担い手への事業の集積・集約化ですね、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を指している、これをするための活動ということで理解していただければと思います。以前から活動報告とかいろいろされていますけど、農地の相談とかそういうことの活動を通じて集約・集積を進めたり、遊休農地の発生防止をしたりするための活動と捉えてもらえばいいと思います。

す。とりあえずは、農地を誰に預けるとか、今まで報告されてる活動のことを基本的には指すと思っていただいていると思います。さきほどの農地パトロールもこの中の遊休農地発生防止の活動と捉えてもらえばいいと思います。

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

〇〇委員

この間の研修でもこれからの仕事は、地域に戻って地域計画を作りなさいというような話を聞いております。ただ、これは結構労力のいるとか力のいる作業が発生すると思うのです。多分この農業委員の方は、昔でいう小学校単位で選ばれていると思いますし、小学校単位の中で例えば中核農家の方、営農組合の方を中心に集まっていただいてそれらの中で利用計画、言ってしまうと集約だと思えるのです、集積は終わりましたので集約を皆さんで議論しろという恰好になるのだと思うのです。これを進めていくとどうしてもいろいろな思惑が出てきまして、やっぱり水路のかまての方で田んぼを集めさせてほしいとか、いろんな条件の話になっていくと思うのです。それはそれでいいのですが、今まで農業委員が文書を発送して皆さん集まってくださいと言った歴史があるかという多分ほとんどないと思うのです。なんで農業委員が人を集めるのかから始まると思います。それぞれの農業委員にすべて任せるのはかなり荷が重いと思うので、やはり農協さんの力を借りるなり、地域づくり協議会さんのお力を借りるなりしながら、農業委員が主たる業務として取り組んでいく形でないといけない人はほとんどいないと思います。その辺の持っていき方を整理しておかないとてんでんに動いててんでんの結果になる気がするので、方向性だけ統一させていただいて動けるような形態をとっていただきたいと思えます。お願いします。

事務局

まさに今おっしゃられたとおりで、皆さんに案内させていただいてということは考えておりませんし、農協さんや地域ですずっとやってきたことがあると思いますので、そういったことをベースに進めていくべきと思っております。研修も一緒に受けておりますし、思いは一緒と思っておりますのでよろしく願いいたします。

事務局

地域計画のほうは、まず農業委員さんの方で10年後の地図を作ることが求められると思っています。これについては、地域計画のもとになっている人・農地プランの策定時にいくつか会合を開かせていただきましたが、なかなか意見が出ないので、たたき台を作って地域の方に提示し、その後意見をいただくというような流れで、今回もそんな流れになるのかなと思っています。

案内については農協さんの会合を使わせていただくのもひとつの手かなと思っています。何かの機会をとらえて会議の方は開かせていただきたいと思いますと思っています。

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

〇〇委員

農業委員として地域の人の話を聞いたりすると、五箇山は結局猪や猿とかに作物を食べられてしまう。引退した人はせっかく楽しみにして庭先に作っても、収穫ができないので田んぼを売ってしまうのかなと思ったりしています。とにかく作れないという状況を聞いて何とかしないといけないなと思います、最適化推進員の皆さん〇・〇〇地域合わせて6名いるのですが、秋口に皆さんに案内して、今そんな話もしているところです。水田は基盤整備して立派な水田になっているが、畑に関しては全くそういうことがなくて、てんでんに車の入れない急傾斜の小さい畑を苦勞して作っているのが現状です。みんなで畑の基盤整備をしようという話もしていて、4月中にはもう1回次の会合を開いて、どんな形にしようかというようなことを話していきたいと思っています。こういった話を上に持っていくには農政課に言って話したらいいのか、農業委員会なのかどちらになりますか。

事務局

農地整備事業は平場ではほとんど水田だと思いますし、おおかたのところは田んぼの整備事業は終わっておられます。山間部で畑を大きいものにするという話ですが、農地整備事業というものはできないことはないと思うのですが、平場ですと土地改良区があるので割とやりやすいし、農地整備事業ですとかなりの費用もかかってくるのかなと思います。国の負担の部分ですと受益面積の問題が出てきてしまうので、国の事業はなかなか難しいかなと思います。これが県単とか使おうと地元負担がかなり大きくなってくるのかなとは思いま

す。その部分がネックになるとは思いますが、その部分も含めて農政課に相談されたらいいかと思えます。地元負担はどうしても 30%くらいになってしまうかもしれませんが、田んぼよりは畑のほうが費用は少ないかもしれませんが、山間地であることを考えれば、どれくらいの単価になるか分からないので、それを含めて考えないといけない。ただ、私たちのほうでも山間地の圃場整備事業は国のほうでなんかしてほしいとお願いはしているが、あんまり国の動きはよくないです。なかなか難しい。ある程度の受益面積がないと国は動いてくれないのが現状です。

会長 食糧安保についてどう考えているか農政局に聞いたら、何か案があったら持ってきてくださいという答えがきた。けどそれがすぐ事業につながっていくかと言えないと思えます。今、〇〇〇〇農協が玉ねぎの事業の関係で大規模圃場整備を取り入れていくということで、〇〇〇地区から始めるというのは聞いています。次につながるかは難しい気がします。

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第 27 号 南砺市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の協議事項へ進みます。

協議第 28 号 南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱等の廃止について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 28 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき
いよいよ4月から5反要件がなくなるということになります。
それに伴って別段の面積を廃止する告示と空き家に付随した
農地の別段面積取扱要綱の廃止をするものです。

議長 何かご意見はございませんか。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第28号 南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱
要綱等の廃止について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により本件は原案どおり承認されたものといたし
ます。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知書に
ついて、事務局より説明を求めます。

＝報告第65号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回22件の届出がありました。
面積はすべて田で87,081.97㎡です。
受付番号1番は、3条申請するために合意解約したものです。
受付番号2～5番は、耕作者を変更するために合意解約する
ものです。
受付番号6番は、個人から法人に中間管理機構通しで預け
直すために合意解約するものです。
受付番号7番は、中間管理機構通しで耕作者を変更するた
めに合意解約したものです。
受付番号8番は、耕作者を変更するために合意解約したも
のです。
受付番号9番は、個人から法人に中間管理機構通しで預け
直すために合意解約するものです。
受付番号10～13番は、中間管理機構通しにするために合意

解約したものです。

受付番号 14～15 番は、耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号 16 番は、ほかの条件がそのまま担い手だけがかかるため、配分側のみ合意解約したものです。

受付番号 17～20 番は、耕作者を変更し中間管理機構通しから相対にするために合意解約するものです。

受付番号 21～22 番は、中間管理機構通しにして耕作者を変更するために合意解約するものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 その他について事務局からお願いします。

事務局

- ・ 前回の指摘に関する報告
翌日会長と事務局とで現地確認し、産業廃棄物の担当課につないだ旨報告
こういう場合はすぐに県につなげることになっているそうで、担当課と県が現在対応中

議長 何かご意見はございませんか。

〇〇委員 やったもん勝ちみたいになるのが納得いかなかった。何を埋めてもちゃんと整地して、その上に泥をかぶせれば農業委員会は見ているしかないのかという思いがあって、前回お話をさせていただいた。それとさきほど指針の賛成も得られたが、この数年分からずやってきて思うのは、農業委員の役割とか農業委員会がどういうものかということがあまりに知られていない。このように指針を出しても地域の方はほとんど知らないと思う。選ぶ人も選ばれる人もそんな知識なく決めて、実際新しくなられた方はこれを見たらぞっとしてしまうのではないかと思う。選ぶ人も選ばれる人もある程度の知見がなければこのような重要な問題に取り組めないのではないかと思います。

事務局 県も確認に来られてそのあともう一回、農業者が掘り起こ

しておられると思う。片付けの確認を県に見てもらおう状況になっていると思います。このあと県がいいと言えばOKになるのかなと思います。簡単にはOKは出ない気がします。しばらくは掘り起こしをされるのではないかと。工事が終わって誰かが訴えれば、相当厳しい法律なので、1億円の罰金とか何かせざるを得なくなるのではないかと。ただ、農業委員会的には復元したら何も言えないので、今のところは県の環境課で対応していただくしかないのかなとは思っています。資料の提供等協力しながら今後も進めていきたいと思っています。

それと推進活動については、委員さんを推薦していただく地域づくり協議会の場ではそれなりに説明したのですが、たぶん内容よりは人選に気持ちがいってそこまでの説明がされていないのではないかと思います。なので、今後新しい農業委員さんには会合等を通してしっかり説明していきたいと思っています。

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

事務局 ・ 4/20 報酬等支払予定のお知らせ
 ・ R5 活動記録簿の配布

議長 全体を通じて何かご質問・ご意見等ありますか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和5年5月9日(火)午後2時から、場所は南砺市役所別館3階大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第33回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時25分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長